

販売のルール

心得ておきましょう。販売に関するルールのこと、万一のトラブルへの対処。

販売のルール（お客様により信頼される活動のために）

「特定商取引に関する法律(特商法)」を守りましょう。

悪質な訪問販売員からお客様を保護し、トラブルを未然に防ぐための法律です。また、お客様にとって便利な訪問販売を育て、その健全な発展を図る目的があります。以下のような義務や規制があります。

1 氏名などの明示

- お客様を訪問したら、「JDSA認定教育登録証」を提示し、まず
 - 販売業者、販売員の氏名
 - 製品を販売することが目的であること
 - 製品の種類を明らかにしてください。(特定商取引法 第3条)
- 訪問販売しようとするときは、お客様に販売の勧誘を受ける意思があることを確認するように努めなければなりません。(第4条、第5条)
- お断りの言葉を告げられたお客様に対しては、その後は販売は続けてはいけません。(第3条の2)



2 書面の交付

お買上げ伝票は必ず交付してください。お買上げ伝票は3枚複写になっています。ご注文をいただいた場合は、直ちにその場でお買上げ伝票に記入のうえ1枚目「お買上げ明細書」をお渡しします。商品をお渡ししたときは、直ちにお買上げ伝票の3枚目「納品書」をお客様にお渡しします。

お買上げ伝票の書き方

以下は必ず記入してください。

- 販売者の氏名
- 伝票発行の日付
- 商品の引き渡し日
- お支払い方法
- 商品名
- 健康食品などの軽減税率の対象商品などには ※をつけ区別します。
- 商品の価格(単価、合計金額)
- 商品の価格は税抜金額、消費税額、合計金額を分けて記載する必要があります。

内容が不十分な場合は、

思わぬクレームになる場合があります。

お買上げ伝票記入方法

黒太枠は必ず記入して下さい。

お買上げた数
商品の種類・サイズ・色別・単価
お買上げた数
お客様の電話番号

お買上げ明細書(お申込内容)

お申込みの際は裏面も併せて本書面の内容を十分にお読みください。

お申込日 令和1年 8月 1日

※ショッピングクレジット申込書には、本ページのコピーを添付して下さい。

お名前 石田 正子 様 電話番号 06-6123-4567
ご住所 〒123-4567 大阪市北区梅田町 0-00

商品名(及び商品の種類及び製造者名)	種別	単価	数量	金額
SEL ローション		12,000	1	12,000
LD クリームファンデーション	550	5,800	1	5,800
SG-EX育毛トニック		5,000	1	5,000
ナリス青汁*			1	3,800
乳酸菌&ビフィズス菌*			1	5,000
マルチビタミン・ミネラル*			1	1,500
10%対象	¥	2,280.0	消費税	¥ 228.0
8%対象	¥	1,030.0	消費税	¥ 82.4
商品引渡し時期	合計			¥ 3,310.4
年月日	消費税			¥ 310.4
時間	合計金額			¥ 3,620.4

※印は軽減税率対象商品

支払方法 (現金) クレジット その他 ()

支払金額 3,620.4 円 (税込) 支払方法 (現金) 振替・銀行 ()

令和1年 8月 10日 円 (現金) 振替・銀行 ()

訪問販売業者氏名・住所・電話番号 成寿花子 (00000000)
ナリス化粧品販売員 大阪市北区梅田町1-11-17
登録番号 *558-0001 TEL 06-6408-8801

(適格請求書発行者) 登録番号を記入
*令和5年10月の導入以降登録を受けた課税事業者のみ

販売員名及び住所・電話番号を記入
ゴム印でも可
(3枚とも押印すること)

※代金受け取り時、領収書を発行して下さい。
なお、お買上げ伝票を領収書として兼ねる場合(3枚目)は領収済みと明記し、印紙税法に基づき収入印紙を貼付して下さい。

おお客様の名前・住所
お買上げた数
健康食品など軽減税率の対象商品には ※をつける
代金支払い時期及び方法を記入

伝票発行の日付
商品数量に応じて金額を記入
商品合計金額
消費税合計金額

領収書の書き方

代金受け取り時は、領収書を発行してください。お買上げ伝票の3枚目を領収書として兼ねることもできます。その場合は必ず、領収済みと明記し印税法に基づき収入印紙を貼付してください。お買上げ伝票を領収書として兼ねる場合は、3枚目に領収済みと明記し、印紙税法に基づき収入印紙を貼付してください。



お買上げ伝票 3枚目

3 クーリングオフ制度

クーリングオフについて、販売員は必ずお客様にきちんとお知らせしなければなりませんので、「クーリングオフのお知らせ」が記載されているお買上げ伝票をお渡しし、口頭でも説明してください。

【クーリングオフ】とは

お買上げ伝票交付の日より、8日以内に契約解除の申し入れ書面の送付があった場合、無条件で購入の取り消しを受け入れなくてはなりません(化粧品や健康食品などの場合は未使用品に限ります)。詳細はお買上げ伝票の裏面をご確認ください。

※化粧品・健康食品以外(ボディメイク)については、使用・未使用にかかわらず受け入れなければなりません。



クーリングオフ(契約解除)の申し入れ書面の送付があった場合は、化粧品・健康食品の未使用品の製品に限り無条件で応じてください。販売時に製品の開封や使用を誘導しないでください(クーリングオフを妨げる行為とみなされ、結果的に引き取ることとなります[特定商取引法 第9条])。また、お買上げ伝票をお渡ししなかったり、記入漏れがある場合は、クーリングオフの期間にかかわらず購入の取り消しを受け入れなくてはなりません。

4 不実告知・重要項目の故意の不告知の禁止

以下の項目について事実でないことを告げる行為、重要な事項をあえて告げない行為は禁止されています。

- ① 商品等の種類・性能・品質などについて
- ② クーリングオフを妨げるような行為
- ③ 価格、代金の支払い時期、支払方法、商品の引き渡し時期
- ④ お客様の意思に反した行動や高齢者、未成年者等の判断力不足に乗じた販売

5 威迫困惑行為の禁止

相手を怖がらせ、契約しないといけなないと思ひこませて契約すること、解約させないことは禁止されています。

6 キャッチセールスの禁止

街頭などで面識のない人を呼び止めて行う販売行為(キャッチセールス)は禁止されています。

7 押し付け販売の禁止

当面必要としない不当に過大な量の商品を押し付け販売はしないでください。

「化粧品訪問販売の倫理要綱」にも従ってください。

不当な販売方法を行ってはいけなない規定する要綱です。訪問販売においてももっとも大切なことなので必ず守りましょう。

- ① 効能効果を誤解させるようなことを言わないでください。
- ② お客様の肌の判断をするようなことを言わないでください。
- ③ 他社や他製品のひぼう・中傷はしないでください。
- ④ アンケート調査などと、販売目的を隠してお客様に接しないでください。